

# おおさか材認証制度

大阪府 環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課

## ■制度の概要

大阪府では、持続的な森林管理の下で適正かつ計画的に生産された大阪府内産材をみなさんに安心して利用いただき、将来に渡って森林を健全な状態で維持・保全していくことを目的として「おおさか材認証制度」を平成24年4月から実施しています。

この制度は、大阪府が認定した「林業活動促進地区<sup>※</sup>」において生産された木材を、大阪府に登録された認定事業者が『おおさか材』として証明を行うものです。

### ※林業活動促進地区

森林所有者や木材の伐採・搬出・製材加工・利用に関わる事業者、地域住民等が連携して、木材の計画的な伐採・搬出、安定的な供給を進めようとする地区で、木材の地産地消や森林の適正かつ継続的な育成が図られるものとして府が認めた地区

## ■おおさか材の認証基準

- ・『林業活動促進地区』内で生産された木材であること
- ・合法的に伐採・生産された木材であること
- ・認定事業者が、木材の分別管理・入出荷の管理を適切に行っていること

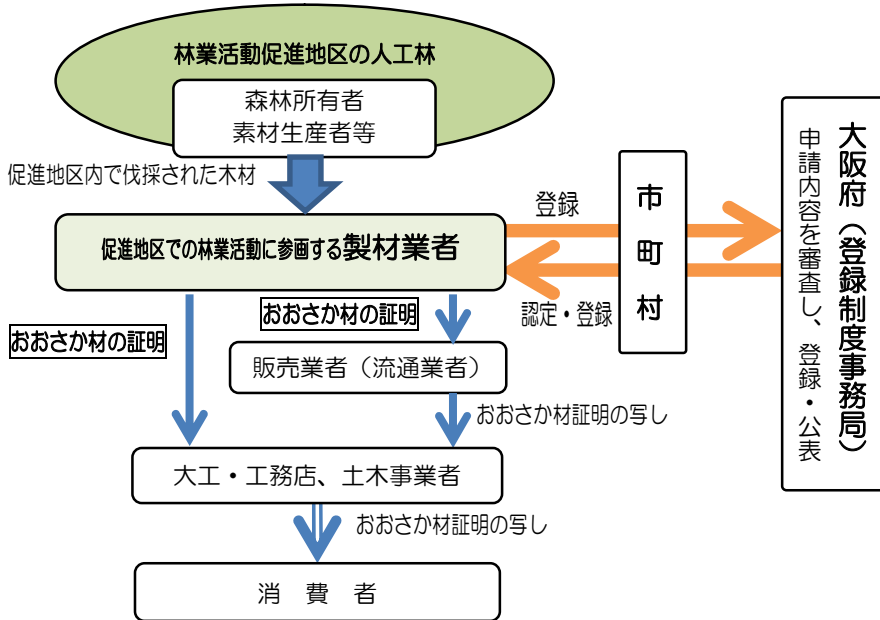
## ■おおさか材の証明

認定事業者が、おおさか材の基準を満たすことを確認した木材について、納品書や伝票等におおさか材として認証した木材であることの証明印を押印します。

(認証材が生産された市町村等の名称を併記することができます。)

納品書									平成 年 月 日
様									
〇〇製材所									
樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考	
杉	柱	120×120×300	10	0.04	0.4	〇〇円	□□円		
<b>おおさか材認証制度認定事業者登録番号：〇〇〇〇</b>									
<b>本票に記載の木材は『おおさか材(〇〇市(町・村)産材)』であることを証明します</b>									

## ■認証の流れ



## ■認定事業者になるには

- 認定事業者とは、おおさか材として認証した木材を取り扱い、証明を行うことができる者として知事の認定を受け、登録された事業者のことで。
- 認定事業者の登録を受けるには下記の要件をすべて満たしている必要があります。
  - \* 林業活動促進地区において関係者と連携し、持続的な森林経営と木材の安定的な供給に向けた取組みに参画していること
  - \* 製材業として10年以上営業を行っていること
  - \* 林業活動促進地区内から生産される木材を取り扱い、他の地区から生産される木材と分別管理する体制があること
  - \* 本制度の実施に係る責任者が選任されていること
- 登録を希望する事業者の方は、取り扱う木材が生産される林業活動促進地区を管轄する市町村を通じて知事に登録申請書を提出してください。登録の有効期間は登録の日から2年を経過した日の属する年度の年度末までです。

## ■林業活動促進地区認定制度について

- この制度は、将来にわたって健全な森林を育成していくことを目的として、木材の生産から製材加工、利用までの関係者が連携して地域ぐるみで持続的な森林経営と木材の安定的な供給体制の構築に取り組む地区を府が認定するものです。（平成24年4月より実施）
- 林業活動促進地区は、当該地区を管轄する市町村長の申出により、府が認定を行います。
- 林業活動促進地区内で生産される木材は「おおさか材認証制度」による認証を行うことができます。
- 認定を受けるためには下記の要件すべてを満たしている必要があります。
  - \* 地区内に継続的な木材生産が可能と見込まれる森林資源量があること
  - \* 森林所有者や木材の伐採搬出・製材加工の関係者等が連携し、地区内の森林の育成や木材の安定供給を図るための活動を行う体制が整備されていること（活動の参画者は地区内の関係者に限定しない）
  - \* 地区内に複数の森林経営計画対象森林や森林施業の集約化団地（予定地を含む）が存在し、木材の安定供給に向け、間伐や路網等の基盤整備などが計画的・継続的に行われる見込みがあること

## ■本制度に関するお問合せは下記まで・・

大阪府 環境農林水産部

みどり・都市環境室 みどり推進課 森づくり支援グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲（さきしま）庁舎 22階

TEL 06-6210-9556

FAX 06-6210-9551